

令和4年7月28日  
一部改正 令和5年3月15日  
一部改正 令和5年5月19日  
一部改正 令和5年11月9日  
一部改正 令和7年10月7日

## 石川県における処遇改善等加算（区分3）の研修修了要件について （保育所・地域型保育事業所）

### 1 処遇改善等加算（区分3）の対象となる研修

保育士等キャリアアップ研修ガイドライン(H29.4.1 雇児保発 0401 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づき、以下の主体が実施する保育士等キャリアアップ研修

- （1）県（県が委託した石川県社会福祉協議会福祉総合研修センターを含む。）
- （2）以下の団体が福祉総合研修センターと共催して実施する研修のうち、県が保育士等キャリアアップ研修として位置付けたもの
  - ・ 県内の市町
  - ・ 指定保育士養成施設
  - ・ （社福）石川県社会福祉協議会保育部会
  - ・ （社福）日本保育協会石川県支部
  - ・ （一社）石川県認定こども園協会
- （3）石川県以外の都道府県や当該都道府県から指定を受けた機関が実施する保育士等キャリアアップ研修（例：（社福）日本保育協会が実施する保育士等キャリアアップ研修）

※ 上記の研修のうち、**H29年度以降に実施されたもの**が対象。

※ 大学等が実施する幼稚園教諭免許状に係る旧免許状更新講習（教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）の一部施行（令和4年7月1日）より前に実施されたもの）及び免許法認定講習のうち、県が保育士等キャリアアップ研修の各専門分野別研修の分野として適当と認めるものを含む。

※ 園内研修については、県が別途定める園内研修のガイドラインの内容に沿って実施された場合かつ対応する研修分野の研修要件に該当すると県が認めた場合は、1分野最大4時間まで修了が必要な時間に園内研修による時間を含めることができる。

石川県における園内研修ガイドラインについては、県のホームページに掲載している。

（URL：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/hoikusiyousei/ennnaikenshu.html>）

### 2 職位・役職ごとに修了すべき研修分野

| 研修分野  |            | 副主任保育士                | 専門リーダー                | 職務分野別リーダー                            |
|-------|------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------------|
| 専門分野別 | 乳児保育       | 専門分野別研修のうち3以上の研修分野を修了 | 専門分野別研修のうち4以上の研修分野を修了 | 職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修 |
|       | 幼児教育       |                       |                       |                                      |
|       | 障害児保育      |                       |                       |                                      |
|       | 食育・アレルギー対応 |                       |                       |                                      |

|          |             |       |       |       |
|----------|-------------|-------|-------|-------|
|          | 保健衛生・安全対策   |       |       | 分野を修了 |
|          | 保護者支援・子育て支援 |       |       |       |
| マネジメント研修 |             | 必須    | ×(注1) | ×(注1) |
| 保育実践研修   |             | ×(注2) | ×(注2) | ×(注2) |

(注1)原則として、マネジメント研修が処遇改善等加算(区分3)の研修修了要件となるのは副主任保育士のみであり、専門リーダー及び職務分野別リーダーの研修修了要件にはなっていないが、令和元年度までに修了した研修に限り、専門分野別研修の1つとして見なすことができる。

(注2)保育実践研修は専門分野別研修ではないため、研修修了要件にはなっていないが、令和元年度までに修了した研修に限り、専門分野別研修の1つとして見なすことができる。

### 3 研修修了要件

以下の(1)及び(2)を満たすよう受講すること。

- (1) 同一の団体が実施する体系的な研修を1分野あたり15時間以上受講すること
- (2) 保育士等キャリアアップ研修ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」の「内容」欄に掲げる5項目をすべて満たすよう受講すること

※平成30年度末(平成31年3月31日)までに受講した研修については、別の団体との研修組み合わせに係る経過措置あり(詳細は別紙1参照)。

※令和元年度以降に受講した研修についても、やむを得ない事情があると県が判断する場合には、別の団体が実施する研修と組み合わせることを認めるため、事前に県に個別相談すること。

「やむを得ない事情」の例

- ・突発的な事情により研修の一部の日程が受講できなかった
- ・研修実施団体が翌年度以降に研修を実施しない(する見込がない) 等

### 4 研修修了要件の適用時期(詳細は別紙2を参照)

- (1) 副主任保育士・専門リーダー等については令和8年度から4分野以上必要  
(副主任保育士については、マネジメントを含む4分野以上必要)  
令和7年度は3分野以上必要。
- (2) 職務分野別リーダーについては令和6年度から1分野以上必要

※加算対象職員は、処遇改善等加算(区分3)による賃金改善を受ける月の前月までに研修修了要件を満たす必要がある。

〈例〉 ・令和8年10月から副主任保育士として加算(区分3)による賃金改善を受ける場合  
→ 令和8年9月末までにマネジメント分野を含む4分野以上の研修を修了する必要あり

- ・令和8年4月から職務分野別リーダーとして加算(区分3)による賃金改善を受ける場合  
→ 令和8年3月末までに1分野以上の研修を修了する必要あり

## 5 研修一覧の公表

県内で実施される研修の一覧は、県のホームページに掲載する。

(URL : <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/hoikushi/kasan2.html>)

## 6 研修修了要件の確認方法

研修修了要件を満たしているかどうかについては、加算認定申請時に以下の書類等により確認する予定としている。

- ・施設・事業所で作成する研修受講歴一覧（様式1）

(様式については、URL : <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/hoikushi/kasan2.html> からダウンロード)

- ・加算対象職員に係る書類（保育士等キャリアアップ研修修了証や履修証明書等を想定）の写し

## 7 その他

- (1) 職員個人の異動や転職等の可能性も考慮して、自身の研修受講歴については、職員個人においても管理することが望ましい。
- (2) 処遇改善等加算（区分3）の申請を行う施設においては、各加算対象職員が受講した多様な研修の修了状況を把握し、加算対象職員の発令の種類に応じた研修受講歴の一覧化を行うこと。
- (3) 主任保育士等については、相当程度の経験及び研修の受講歴を有しているという前提で任命されていることが想定されることから、研修修了要件を満たしているものとして取り扱う。
- (4) この取扱いは、今後国通知の内容や加算対象研修の位置づけの検討内容等により、変更となる場合がある。

《参考：関係する国通知など》

- ・「保育士等キャリアアップ研修の実施について」

(H29.4.1(R元.6.24改正) 子保発 0624 第3号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)

- ・「施設型給付費等に係る処遇改善等加算（区分3）に係る研修修了要件について」

(R7.9.16 こども家庭庁成育局保育政策課長・こども家庭庁成育基盤企画課長・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長連名通知)

- ・「処遇改善等加算に関するFAQ（よくある質問）」

(R7.9.2時点 第4版)